

令和8年厚木市農業委員会2月定例総会議事録

日 時 令和8年2月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 常 盤 悟

3番 大 塚 孝 雄

4番 三 橋 能 弘

5番 市 川 秀 夫

6番 高 澤 友紀子

7番 大 貫 昭 司

8番 伊 藤 洋 文

10番 高 瀬 正 美

11番 神 崎 吉 男

12番 山 口 泉 (会長職務代理者)

欠席者 9番 庄 司 隆 行

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告8件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告12件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告5件)
- 4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (41件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

9番の庄司隆行委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和8年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、3番の大塚孝雄委員、4番の三橋能弘委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、1月14日から2月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、2件、2筆、面積は339.53平方メートルでございます。

法第5条につきましては、6件、16筆、面積は4,255.46平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、8件、18筆、面積は4,594.99平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月14日から2月10日までに受付した
ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御
報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は12人、筆数は延べ88筆、面積は延べ
40,131.76平方メートルでございます。あっせんの希望は有りが1件、無しが11件でございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略
させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は5件でございます。

初めに1番及び2番でございます。

証明願の提出者は、伊勢原市高森にお住まいのAさん及び中依知にお住まいのBさん、対象地は
中依知字中林4筆、登記地目は全て畑、合計面積は875平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成25年から願出人の母及び兄がコミュニティパークとして市に貸し出
した後、願出人が相続し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過して
いることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、常盤悟委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、松田町松田惣領にお住まいのCさん、対象地は三田字下稻荷1筆、登記地目
は畑、面積は30平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成4年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成
26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたもの
です。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、愛甲2丁目にお住まいのDさん、対象地は七沢字久保屋敷1筆、登記地目は
畑、面積は974平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和48年から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、昭和48
年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋能弘委員に資料等による確認をいただいたものです。
最後に5番でございます。

証明願の提出者は、上古沢にお住まいのEさん、対象地は上古沢字野竹沢1筆、登記地目は畑、面積は109平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人が相続した平成19年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料等による確認をいただいたものです。
説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は三田字才戸上1筆、現況地目は畑、面積は601平方メートルです。

渡人は妻田東1丁目にお住まいのFさん、受人は棚沢にお住まいのGさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて2番でございます。

対象地は小野字桂木1筆、現況地目は田、面積は793平方メートルです。

渡人は小野にお住まいのHさん、受人は小野にお住まいのIさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて3番でございます。

対象地は上古沢字前田2筆、現況地目はともに畑、合計面積は926平方メートルです。

渡人は座間市入谷4丁目にお住まいのJさん、受人は伊勢原市池端にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、兄及び弟の3人です。

最後に4番でございます。

対象地は三田字天神上1筆、現況地目は畑、面積は198平方メートルです。

渡人は東京都江東区扇橋1丁目にお住まいのLさん、受人は三田にお住まいのMさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター。

労働力につきましては、本人のみです。

なお、1番から4番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

1番でございます。

対象地は下荻野字寺之下2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,616平方メートルのうち0.41平方メートルです。

申請人は座間市東原4丁目にお住まいのNさんです。

本申請は、営農型太陽光発電設備設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農用地区域内農地で、原則として許可できない農地に該当しますが、本申請のよう

に支柱を立てて太陽光パネルの下部で営農を継続する発電設備等の一時転用の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

設備につきましては、1本あたり0.004536平方メートルの太陽光パネル用支柱が86本、また、1本あたり0.001855平方メートルの配電盤P C S支柱が8本設置されております。

支柱の高さは3メートルとなっており、支柱の間隔は一方には3メートル、もう一方には4.5メートルです。

渋柿の配置については、均等に30本となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は中依知字櫻樹3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,833平方メートルです。

受人は寿町3丁目の株式会社O代表取締役Pさん、渡人は中依知にお住まいのQさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための農地転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から300メートル以内に圏央厚木インターチェンジが存する第3種農地です。

受人は寿町3丁目に事業所を置く法人で、運搬車の駐車場が慢性的に不足しており、新たな駐車場が必要となったため申請されました。

申請地は、南東側は畑及び宅地、南西側は道路、北東側は畑、北西側は駐車場及び宅地に接しております。

南西側を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する南西側には出入口部分を除き溝を新設、また、南東側の畑に接する部分には鋼板柵を新設し、その他の隣地境には隣地側に擁壁やコンクリートブロック、鋼板柵が設置されていることから、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて2番でございます。

対象地は三田字下稻荷1筆、登記地目は畑、面積は86平方メートルです。

受人は三田のR株式会社代表取締役Sさん、渡人は松田町松田惣領にお住まいのTさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための農地転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は申請地の隣地に事業所がある法人で、事業所敷地内の空地从業員駐車場としてきましたが、来客者用駐車スペース分が取れず、駐車場を拡張するため申請されました。

申請地の東側は道路、南側は農地転用許可済で車両置場及び資材置場として工事中の土地となっており、北側及び西側は自社の事務所、倉庫及び駐車場敷地に接しております。

東側を出入口とし、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、南側には鋼板柵が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。なお、北側及び西側は一体利用する自社敷地につき、被害防除措置は不要です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に3番でございます。

対象地は下荻野字寺之下2筆、登記地目はともに畑、合計面積は実測で1,937.15平方メートルです。

受人は下川入のU株式会社代表取締役Vさん、渡人は下荻野にお住まいのWさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための農地転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に荻野地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は下川入に事業所を置く法人で、これまで車両置場として借りていた土地を返却しなくては

ならず、新たな車両置場が必要となったため申請されました。

申請地は、南東側は道路、その他全方位は畑に接しております。

南東側には出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、隣地境に鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案の1番については、伊藤洋文委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、伊藤洋文委員の退出を求めます。

[伊藤洋文委員 退出]

<議長>

それでは、日程7、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について事務局

の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和8年4月1日のものについてお諮りいたします。

渡人は温水にお住まいのXさん、受人は温水にお住まいのYさんです。

対象となる農地は、温水字下耕地4筆、現況地目は全て畑、面積は4,027平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の設定で、農用地利用集積計画からの移行でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決しました。

ここで、伊藤洋文委員を入室させてください。

[伊藤洋文委員 入室]

<議長>

続きまして、本議案の2番については、神崎吉男委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、神崎吉男委員の退出を求めます。

〔神崎吉男委員 退出〕

〈議長〉

それでは、日程 7、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番について事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第 6 号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番について、御説明いたします。

渡人は温水西 2 丁目にお住まいの Z さん、受人は温水西 2 丁目にお住まいの a さんです。

対象となる農地は、温水字三反町 4 筆、現況地目は全て田、合計面積は 3,034 平方メートルでございます。

利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の設定で、農用地利用集積計画からの移行でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番について、原案のとおり決しました。

ここで、神崎吉男委員を入室させてください。

〔神崎吉男委員 入室〕

〈議長〉

それでは、日程 7、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 3 番から 41 番までに

ついて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の3番から41番について、御説明いたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、39件、105筆、合計面積は87,908.05平方メートルでございます。

権利の種類としては、賃貸借権が2件、使用貸借権が37件、設定期間については、3年間が38件、6年間が1件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が29件、新規が7件、一部新規が3件でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

このうち、40番の受人の株式会社bにつきましては、初めて農地の貸借を行う法人ですので、補足で説明させていただきます。

株式会社bは、土木工事業、農作物の生産等を目的として、令和7年9月に設立された法人です。

代表のcさんは、元々、石川県で、土木会社や農業生産法人で働いていた方ですが、2年前の能登半島地震を機に、妻の実家のある上荻野に転居し、実家の畑や愛川町のいところが所有する田畑で、稲作や野菜作りをしておられます。

今後は、生産量を拡大し、JAの直売所等で販売していきたいとの思いで、法人を設立し、農地の借り入れを行うものです。

借り入れる農地については、現状は遊休化しているところですが、自身で再生し、耕作を行っていくこととなっております。

法人が、農地中間管理事業で農地を借りるための要件は、個人の方と同様に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定されており、①農用地のすべてを効率的に耕作すること、②法人の業務執行役員のうち、1人以上の者が事業に常時従事すること、③地域の農業者との適切な役割分担の下に、継続的、安定的に農業経営を行うと見込まれること。以上3点が必要とされていますが、同法人については、この要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の3番から41番について、原案の

とおりに決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 3 番から 41 番について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年厚木市農業委員会 2 月定例総会を閉会いたします。

令和8年2月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
